

昭和63年5月13日

藤沢市長 葉山 峻 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 山本 章

児童手当認定処理にかかわるコンピュータ端末機の設置について（答申）

昭和63年5月10日付藤児第41号をもって諮問された、児童手当認定処理にかかわるコンピュータ端末機の設置することについて、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報保護条例第11条によるコンピュータ利用を承認する。

2 実施機関の職員の説明要旨

実施機関の職員の説明を総合すると、児童手当認定処理にかかわるコンピュータ端末機設置の必要性は、次のとおりである。

- ・ 児童手当については、就学前の児童を含む2人以上の児童を養育している者に対し、申請に基づき支給するものである。
- ・ 支給認定基準については、児童手当法に基づき、養育者の所得状況により認定されることとなっており、市民窓口センターにおいて住民票、市民税課において市民税課税台帳の閲覧により確認をしているものである。
- ・ さらに、現在受給者件数は5000件あり、毎月の新規申請についても150～450件となっており、また、毎月6月には全受給者の継続認定のため資格確認が必要である。
- ・ これらのことから、市民サービスの向上と認定事務の迅速化を図るため、児童課内にコンピュータ端末機を設置し、市民税課税台帳及び住民基本台帳の検索を行うものである。

3 審議会の判断理由

- ・ 端末機設置の必要性

児童手当の認定処理は、申請書類に基づき住所の所在確認及び所得確認の必

要性は児童手当法に明記されているところであり、コンピュータ導入によって即時処理され、市民サービスの向上につながるものと思われる。また、継続認定は6月に行われるとのことであるが、市民税の決定が同じく6月に決定されることを考えると、所得マスターとの関係をもつことによって短時間に確認できるものと思われる。

- ・ 取扱う個人情報の範囲

児童手当認定に必要な項目は、児童手当法に明記されているところであり、これらの範囲内においてそれぞれのマスターからの検索の計画となっている。またシステム上からも必要項目のみ画面表示するシステムであると認められる。

- ・ 他のファイルとの結合状況

児童手当認定にかかわり使用する情報については、住民マスター及び所得マスターにより個々に取り出し、可視的に確認を行なうとのことであり、他のファイルとの結合はないことからデータの加工処理はなされないと判断される。

- ・ 安全対策

端末機を操作する者は、児童課母子担当職員にのみ限定し、かつ、パスワード設定を行なうとのことであり、また、端末機設置場所についても他には見えないような配慮がなされていることから、安全対策上の問題点はないと思われる。

- ・ 以上のことから、コンピュータ処理にかかわるそれぞれの課題点についてすべて配慮がなされていることから、端末機の設置を認めるものである。

4 審議会の意見

- ・ 検索項目について

別居家庭における認定基準について、明確にしておく必要があると思われる。

- ・ 安全対策について

検索のためのパスワードについて、職員個々のパスワード設定を考えられたい。

- ・ 本人同意の原則について

住民基本台帳、市民税課税台帳を使用することについて、申請手続きの際に同意を得るよう努められたい。

以 上